

豊明市行政評価制度 「事務事業」評価票

一般事務事業	経常事務事業	建設事務事業
--------	--------	--------

第5次行政改革大綱第1次実施計画との関連		有 ・ 無
<input type="checkbox"/> 有		
<input checked="" type="checkbox"/> 無		

1 事務事業の概要

1-1 事務事業の名称	発達障害児・者の在宅生活の支援事業								
1-2 担当	部	健康福祉部	課 又は施設	社会福祉課	係	障害福祉係	評価票作成者	障害福祉担当係長 石川順一	
1-3 総合計画における施策の体系	節	保健福祉 「健康で安心して暮らせるふれあい・支えあいのまちづくり」			基本施策	障害者・障害児福祉		コード	2 2 3
	項				単位施策(中)	在宅サービスの充実		コード	2 2 3 1
		社会福祉			単位施策(小)	発達障害児・者の在宅生活の支援		コード	2 2 3 1 3
1-4 事務事業の目的の精査	対象と対象の数	発達障害(自閉症状群)の児童		意図(対象を事務事業によってどのような状態にするのか)		平成16年に制定された発達障害者支援法に基づき、発達障害児(自閉症状群の児童)の日常生活や学校生活及び社会参加等ができるように支援する。			
1-5 事務事業の内容	自閉症状群の児童の移動支援事業(社会生活をおくるうえで必要な外出や余暇支援のための外出の支援)や日中一時支援事業(日中一時預かり)を実施する。								

2 事務事業実施の状況

2-1 事務事業の実施における基本認識	事務事業実施にあたって心がけた改善の取組み		社会状況等の事務事業がおかれる環境把握		市民ニーズの認識					
	平成18年度	障害者自立支援法の施行により実施する地域生活支援事業において、手帳所持者以外の自閉症状群の児童にも福祉サービスを実施することとした。		発達障害者支援法が平成16年度に制定され、支援が必要となった。		軽度の知的障害の自閉症児等への支援が必要となってきた。				
	平成19年度									
	平成20年度									
	平成21年度									
	平成22年度									
	平成23年度									
	平成24年度									
	平成25年度									
	平成26年度									
平成27年度										

2-2 総合計画における単位施策成果指標	事務事業成果指標名		前期目標値(単位)	後期目標値(単位)	指標の説明				
	自閉症状群の児童の地域生活支援事業の受給者証発行者数		3(人)	5(人)	地域生活支援事業の内、移動支援事業と日中一時支援事業については、自閉症状群の児も利用できるようになりました。この地域生活支援事業を利用するためには、受給者証が必要となります。				

2-3 成果指標に係る活動実績とコストの推移(アウトプット分析)	活動実績 a(時間、日)	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	直接事業費 b(千円)	0									
	人件費 c(千円)	670									
	合計コスト d(b+c)(千円)	670									
	単位コスト d/a(千円)	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり	当たり

アウトプット実績(活動数値)の補足説明 → 活動実績は自閉症状群の児童のサービス受給時間及び日数、直接事業費は当該児童にかかる移動支援事業と日中一時支援事業の年間の給付額。人件費は要綱制定や受給者証発行に係る職員0.1人分を計上。2006年度は受給者証は発行したものの、実際にサービスを利用する方はいなかった。

2 - 4 成果指標に対応する実績と達成度の推移		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
指標対応実績(単位)		2(人)									
後期目標値に対する達成度(%)		40.0(%)									

3 事務事業の自己評価結果

3 - 1 評価結果(アウトカム自己分析)		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
単年度担当課評価		A									

- 4段階評価結果
- A : 上位目的である施策に貢献しているので継続する
 - B : 事務事業の実施手法や環境(予算的・人的)に改善が必要
 - C : 縮小等、事務事業としての見直しが必要
 - D : 事務事業の廃止が相当
- 判断の基準
- 必要性(必要な事務事業であるか)
 - 公共性(公が実施する意味があるか)
 - 妥当性(ニーズに対して投入が適正か)
 - 効率性(結果に至る活動に無駄はないか)
 - 有効性(活動の結果が上位の目的に貢献しているか)
 - 市民満足度(事務事業が対象にしている市民を満足させているか)

3 - 2 評価の内容	今後の環境変化を踏まえた課題認識	次年度に向けて改善する取組み	事務事業の担当課としての単年度の取り組みの自己評価
平成18年度	発達障害者の支援に関しては、まだ取組みが始まったばかりである。今後は要望等を踏まえて取組んでいく必要がある。	発達障害者の支援に関しては、関わる機関が多岐にわたるため、そのコーディネートが重要になってくる。各機関の連携を深めていく。	地域生活支援事業の中で、手帳所持者以外の発達障害児にも福祉サービス(移動支援事業、日中一時支援事業)が受けられるようになった。
平成19年度			
平成20年度			
平成21年度			
平成22年度			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			

4 事務事業の総合評価結果

4 - 1 総合評価の結果	結果	審査会による改善方向の指示
平成18年度	A	継続して事業を進めること。
平成19年度		
平成20年度		
平成21年度		
平成22年度		
平成23年度		
平成24年度		
平成25年度		
平成26年度		
平成27年度		